

【記者説明用資料】

令和7年6月

国 税 庁

- 令和6年度における再調査の請求及び訴訟の概要のポイント ······ 1頁
- 再調査の請求及び訴訟の発生状況等 ······ 2頁

(以下参考)

【参考1】国税に関する不服申立制度の概要

【参考2】再調査の請求に対する取組

【参考3】件数のカウント方法

【参考4】再調査の請求・直接審査請求の発生状況
(令和2年度～6年度)

【参考5】平成12年度（2000年）以降の再調査の請求・訴訟の状況

【参考6】再調査の請求の税目別認容件数・訴訟の税目別敗訴件数

令和6年度における再調査の請求 及び訴訟の概要のポイント

【再調査の請求の状況】

- ・ 再調査の請求の発生件数（1,447件）は前年度から42.0%減少
- ・ 標準審理期間（3か月）以内での処理件数割合は98.7%
- ・ 再調査の請求の処理における認容件数は91件（一部認容78件、全部認容13件）で、その割合は5.2%（一部認容割合4.5%、全部認容割合0.7%）

※ 「再調査の請求」と「訴訟」の件数のカウント方法は異なります。詳細は参考3「件数のカウント方法」を参照願います。

【訴訟の状況】

- ・ 訴訟の発生件数(196件)は前年度から3.7%増加
- ※ 新規(第一審)発生件数(97件)は、前年度から7.6%減少
- ・ 訴訟における敗訴件数は8件（一部敗訴3件、全部敗訴5件）、敗訴割合は4.8%（一部敗訴割合1.8%、全部敗訴割合3.0%）
- ※ 国側敗訴8件のうち4件は上級審にて係属中

(連絡先)

国税庁

課税部 審理室

課長補佐 榎田 明 (内線 [REDACTED])

企画専門官 浅野 謙一郎 (内線 [REDACTED])

徴収部 徴収課

課長補佐 森口 祥司 (内線 [REDACTED])

○ 再調査の請求及び訴訟の発生状況等

再調査の請求の発生状況 (単位:件)

区分 年度	申告所得税等	源泉所得税等	法人税等	相続税・贈与税	消費税等	その他	小計	徴収関係	合計	前年度比
H27	873	91	373	284	1,155	91	2,867	324	3,191	115.8%
28	574	67	185	140	484	0	1,450	224	1,674	52.5%
29	598	24	297	98	633	0	1,650	164	1,814	108.4%
30	745	89	239	111	764	1	1,949	94	2,043	112.6%
R元	547	28	214	50	398	0	1,237	122	1,359	66.5%
2	391	22	210	45	300	0	968	32	1,000	73.6%
3	361	20	199	57	427	1	1,065	54	1,119	111.9%
4	536	36	179	34	600	0	1,385	148	1,533	137.0%
5	655	67	316	57	1,254	1	2,350	144	2,494	162.7%
6	499	50	214	44	546	0	1,353	94	1,447	58.0%

再調査の請求の処理状況 (単位:件)

区分 年度	取下げ等	却下	棄却	一部認容	全部認容	合計	前年度比	認容割合	3か月 以内処理 件数割合
H27	405	375	2,150	212	58	3,200	116.6%	8.4%	99.3%
28	275	208	1,199	100	23	1,805	56.4%	6.8%	95.6%
29	208	200	1,105	173	40	1,726	95.6%	12.3%	96.6%
30	188	149	1,549	237	27	2,150	124.6%	12.3%	99.5%
R元	187	125	1,014	141	46	1,513	70.4%	12.4%	91.1%
2	125	95	679	96	4	999	66.0%	10.0%	99.9%
3	283	57	775	80	3	1,198	119.9%	6.9%	100.0%
4	161	124	1,023	45	18	1,371	114.4%	4.6%	99.5%
5	265	157	1,707	140	9	2,278	166.2%	6.5%	98.2%
6	177	150	1,334	78	13	1,752	76.9%	5.2%	98.7%

(注) 平成27年度の発生・処理件数は、改正前の法律が適用される「異議申立て」である。

訴訟の発生状況 (単位:件)

区分 年度	所得税	法人税	相続税・贈与税	消費税	その他	小計	徴収関係	審判所	合計	前年度比
H27	85	38	36	6	22	187	39	5	231	97.5%
28	80	38	28	7	19	172	54	4	230	99.6%
29	54	30	28	14	18	144	52	3	199	86.5%
30	60	53	20	13	9	155	26	0	181	91.0%
R元	76	36	28	33	16	189	33	1	223	123.2%
2	56	37	24	15	6	138	24	3	165	74.0%
3	59	42	17	25	8	151	35	3	189	114.5%
4	67	39	20	17	11	154	17	2	173	91.5%
5	62	50	22	18	12	164	17	8	189	109.2%
6	67	37	29	25	8	166	22	8	196	103.7%

訴訟の終結状況 (単位:件)

区分 年度	取下げ等	却下	棄却	一部敗訴	全部敗訴	合計	前年度比	敗訴割合
H27	16	16	208	3	19	262	93.6%	8.4%
28	25	20	189	5	6	245	93.5%	4.5%
29	18	17	154	10	11	210	85.7%	10.0%
30	16	10	145	3	3	177	84.3%	3.4%
R元	21	10	164	5	16	216	122.0%	9.7%
2	8	14	144	7	7	180	83.3%	7.8%
3	11	17	158	6	7	199	110.6%	6.5%
4	13	9	154	4	6	186	93.5%	5.4%
5	17	11	131	8	5	172	92.5%	7.6%
6	7	5	148	3	5	168	97.7%	4.8%

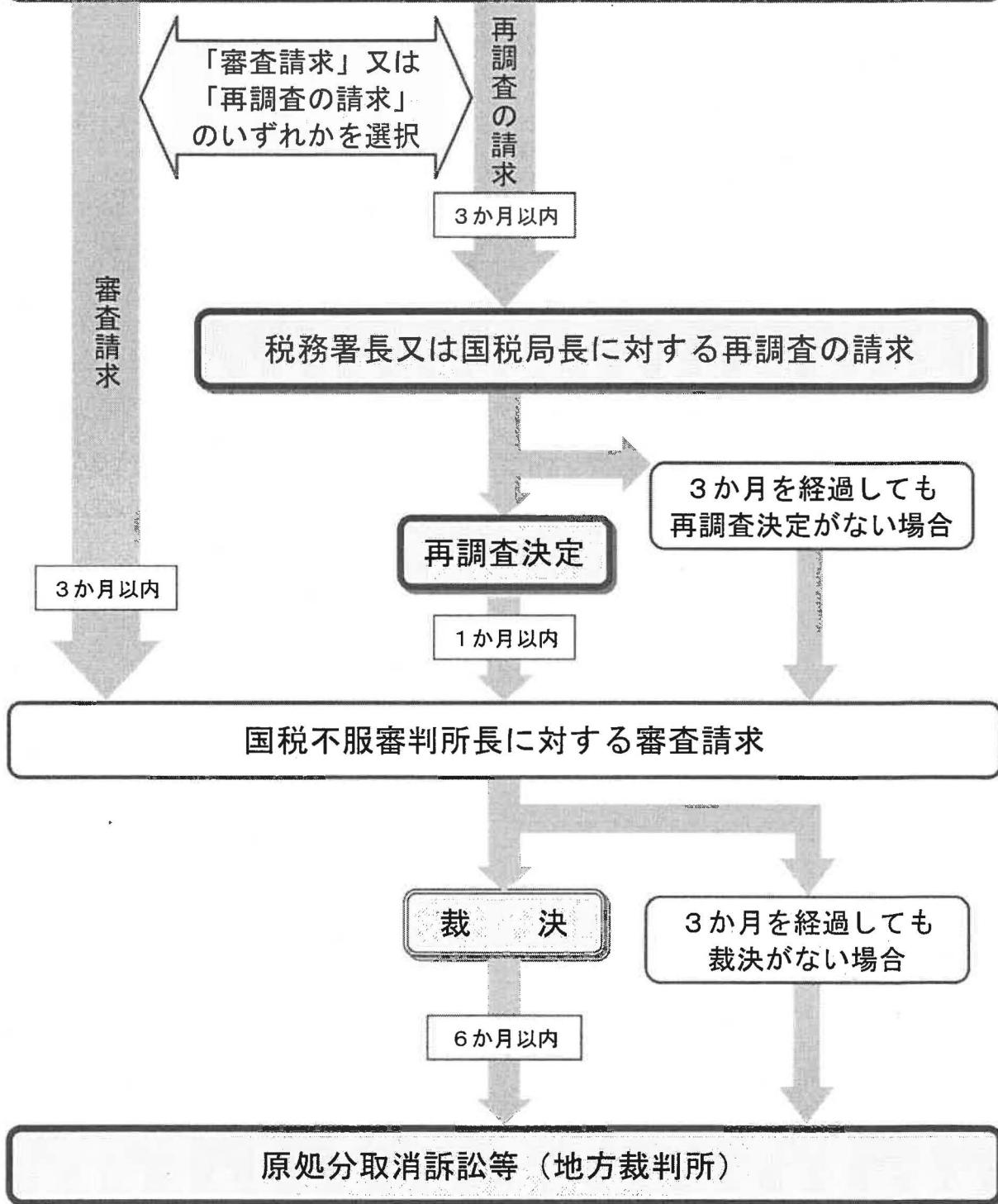
※ 再調査の請求の件数は、税目・年分ごとにカウントしており、例えば、申告所得税及び復興特別所得税について、2年分の再調査の請求がされた場合は、4件となる。

※ 訴訟は、事件番号ごとに1件としてカウントしている。

※ 再調査の請求の認容割合は、「合計」の件数のうち、「一部認容」及び「全部認容」の合計の件数が占める割合をいい、訴訟の敗訴割合は、「合計」の件数のうち、「一部敗訴」及び「全部敗訴」の合計の件数が占める割合をいう。

国税に関する不服申立制度の概要

税務署長又は国税局長が行った処分に不服がある場合



再調査の請求に対する取組

国税に関する処分についての不服申立ては、課税処分や滞納処分等がなされた場合に、その処分に不服のある者がその処分の取消しや変更を求めて行政庁に対して申し立てる制度で、税務署長等に対する「再調査の請求」と国税不服審判所長に対する「審査請求」を選択してすることができます。

また、再調査の請求を選択した場合でも、税務署長等の決定を経た後の処分になお不服があるときは、審査請求をすることができます。

国税庁（国税局・税務署を含み、国税不服審判所を除く。）では、不服申立制度が、簡易迅速かつ公正な手続による国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする制度であることに鑑み、再調査の請求に係る決定に当たっては、

- ① 納税者の主張に十分耳を傾け、公正な立場で調査・審理を行うこと
- ② 事実関係を正確に把握した上で、法令を正しく適用すること
- ③ 適正・迅速に再調査の請求に係る決定をすること

に留意して公正妥当な事務の運営を図っています。

【参考 3】

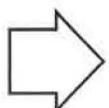
件数のカウント方法

件数のカウントは、「再調査の請求」は処分ごと（税目・年分毎）、「訴訟」は事件番号ごとに行うことから、次のケースのような場合には、「訴訟」では1件となりますが「再調査の請求」では件数が多くカウントされます。

<ケース 1>

1年分の申告所得税等の更正処分と重加算税賦課決定処分の取消を求める争訟

	申告所得税等			
	申告 所得税	復興特別 所得税	重加算税 (申所)	重加算税 (復興)
X年分				

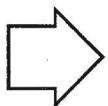


再調査の請求：4件（申告所得税等4件）
訴訟 : 1件（所得税1件）

<ケース 2>

3年分の申告所得税等・消費税等の更正処分と重加算税賦課決定処分の取消を求める争訟

	申告所得税等				消費税等			
	申告 所得税	復興特別 所得税	重加算税 (申所)	重加算税 (復興)	消費税	地方 消費税	重加算税 (消費)	重加算税 (地消)
X年分								
X+1年分								
X+2年分								



再調査の請求：24件（申告所得税等12件、消費税等12件）
訴訟 : 1件（所得税1件）

再調査の請求・直接審査請求の発生状況

- 平成28年4月から施行された国税不服申立制度の改正により、税務署長等が行った処分に不服がある納税者は、「再調査の請求」（改正前：異議申立て）を経ずに直接、国税不服審判所に対して「審査請求」ができることとされ、「再調査の請求」と「審査請求」の選択制となりました。

※ 改正前は、青色申告書に係る更正等の場合を除き税務署長等に対する「異議申立て」を経た後でなければ、「審査請求」を行うことができませんでした。

- 「再調査の請求」の件数は、国税不服申立制度の改正により減少しています。また、第一次的な不服申立てのうち再調査の請求の占める割合は、平成27年度は89.7%でしたが、令和6年度は37.0%となり、減少しています。

	H27 (改正前)	R2	3	4	5	6
①再調査の請求	3,191	1,000	1,119	1,533	2,494	1,447
②直接審査請求	368	1,601	1,811	2,218	2,574	2,463
③第一次的な不服申立て (①+②)	3,559	2,601	2,930	3,751	5,068	3,910
再調査の請求の割合 (①／③)	89.7%	38.4%	38.2%	40.9%	49.2%	37.0%

【参考5】

○ 平成12年(2000年)度以降の再調査の請求・訴訟の状況

(単位:件)

年度	再調査の請求(延件数)				審査請求(延件数)					訴訟(事件件数)			
	発生	処理	認容	認容割合	発生	内直接審査請求	処理	認容	認容割合	発生	終結	敗訴	敗訴割合
平成12(2000年)	5,650	5,874	850	14.5%	3,405		3,071	466	15.2%	388	397	22	5.5%
13	4,860	5,071	756	14.9%	2,910		3,294	459	13.9%	400	404	33	8.2%
14	5,119	4,809	774	16.1%	2,823		3,403	500	14.7%	380	346	33	9.5%
15	5,573	5,615	817	14.6%	3,447		3,721	818	22.0%	492	473	53	11.2%
16	4,272	4,516	610	13.5%	3,087		3,382	493	14.6%	552	478	57	11.9%
17	4,501	4,549	618	13.6%	2,963		3,167	470	14.8%	394	559	52	9.3%
18	4,301	4,027	411	10.2%	2,504		2,945	361	12.3%	401	447	80	17.9%
19	4,690	4,956	555	11.2%	2,755		2,404	304	12.6%	345	387	55	14.2%
20	5,359	5,313	468	8.8%	2,835		2,814	415	14.7%	355	356	38	10.7%
21	4,795	4,997	591	11.8%	3,254		2,593	384	14.8%	339	320	16	5.0%
22	5,103	4,746	476	10.0%	3,084		3,717	479	12.9%	350	354	27	7.6%
23	3,803	4,511	375	8.3%	3,581		2,967	404	13.6%	391	380	51	13.4%
24	3,424	3,286	325	9.9%	3,598		3,618	451	12.5%	340	383	24	6.3%
25	2,358	2,534	253	10.0%	2,855		3,073	236	7.7%	290	328	24	7.3%
26	2,755	2,745	256	9.3%	2,030		2,980	239	8.0%	237	280	19	6.8%
27	3,191	3,200	270	8.4%	2,098	368	2,311	184	8.0%	231	262	22	8.4%
28	1,674	1,805	123	6.8%	2,488	1,473	1,959	241	12.3%	230	245	11	4.5%
29	1,814	1,726	213	12.3%	2,953	2,020	2,475	202	8.2%	199	210	21	10.0%
30	2,043	2,150	264	12.3%	3,104	1,958	2,923	216	7.4%	181	177	6	3.4%
令和元	1,359	1,513	187	12.4%	2,563	1,603	2,846	375	13.2%	223	216	21	9.7%
2	1,000	999	100	10.0%	2,237	1,601	2,328	233	10.0%	165	180	14	7.8%
3	1,119	1,198	83	6.9%	2,482	1,811	2,282	297	13.0%	189	199	13	6.5%
4	1,533	1,371	63	4.6%	3,034	2,218	3,159	225	7.1%	173	186	10	5.4%
5	2,494	2,278	149	6.5%	3,917	2,574	2,873	279	9.7%	189	172	13	7.6%
6(2024年)	1,447	1,752	91	5.2%	3,537	2,463	3,872	693	17.9%	196	168	8	4.8%

件数・割合が最大のもの

件数・割合が最小のもの

【参考6】

○ 再調査の請求の税目別認容件数

(单位:件)

年度	区分	課 税 関 係							徴収関係	合計
		申告所得税等	源泉所得税等	法人税等	相続税・贈与税	消費税等	その他	小計		
5	一部	60	4	16	8	52	0	140	0	140
	全部	9	0	0	0	0	0	9	0	9
	合計	69	4	16	8	52	0	149	0	149
6	一部	30	4	6	8	30	0	78	0	78
	全部	0	0	0	1	11	0	12	1	13
	合計	30	4	6	9	41	0	90	1	91

○ 訴訟の税目別敗訴件数

(单位:件)

年度	区分	課 税 関 係						徴収関係	審判所関係	合計
		所得税	法人税	相続・贈与税	消費税	その他	小計			
5	一部	2	4	1	0	1	8	0	0	8
	全部	1	2	1	1	0	5	0	0	5
	合計	3	6	2	1	1	13	0	0	13
6	一部	2	1	0	0	0	3	0	0	3
	全部	0	2	3	0	0	5	0	0	5
	合計	2	3	3	0	0	8	0	0	8